衆議院総務委員会ニュース

平成 20.5.29 第 169 回国会第 22 号

5月29日、第22回の委員会が開かれました。

- 1 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)
 - ・増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

木 挽 司君(自民)

- ・今回の統計センター法改正の趣旨について伺いたい。
- ・役職員を非公務員化するメリットは何か。
- ・統計調査等業務の業務・システム最適化計画の現状と非 公務員化による兼業禁止の緩和、データの利用に関する セキュリティ対策について総務省の方針を伺いたい。

逢坂誠二君(民主)

- ・諸外国の中央統計機関の人員規模と比べると日本の統計 機関は脆弱ではないか。
- ・総務省内において、日本の統計全体の制度設計を行う政 策統括官と製表業務を中心に行う統計センターは密接不 可分な関係にあることを考えれば、組織を一元化すべき ではないか。
- ・統計センターを公務員型の独立行政法人にしておくこと のデメリットの一つに採用の機動性がないということで あるのなら、センターを非公務員型とするのではなく、 試験制度を見直すべきではないか。

小 川 淳 也君(民主)

- ・統計センターが、独立行政法人通則法に定める特定独立 行政法人の要件に該当しなくなるような情勢の変化があ ったといえるのか。
- ・センターの非公務員化によって争議行為が可能となることに伴い統計業務に支障が生じる恐れはないのか。

塩 川 鉄 也君(共産)

- ・現行の制度によっても、統計センターを非公務員化する メリットとしてあげられる柔軟な職員採用、研究機関等 との人事交流等の対応は可能であり、逆に独自に採用試 験を行うことによってコストも発生することから考える と、メリットはどのくらいあるのか。
- ・統計センターが独立行政法人になったことによって、従来の指定職1名が常勤役員3名となり役員報酬が増える 一方、職員の数は減っていくという組織形態は不合理であるとの考えについてどのように考えるか。

重 野 安 正君(社民)

- ・守秘義務やみなし公務員の規定を設けてまで、統計センターを非公務員化する必要性はどこにあるのか。
- ・「独立行政法人整理合理化計画」(閣議決定)に基づく機械的かつ安易な統計センターの非公務員化が、世界の統計に関する政府の関与の方向性と異なることについてどのように考えているのか。